

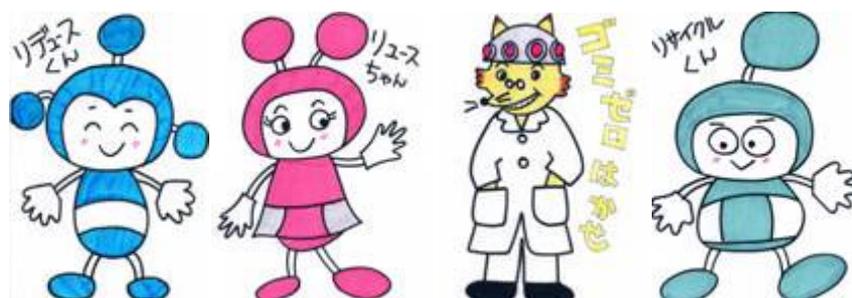
NPO 法人 富士市のごみを考える会

平成 25 年度 第 10 回定期総会

議 案

日 時:平成 25 年 5 月 11 日(土) 9 時 30 分～

場 所:フィランセ西館 3 階 第 1 会議室



平成 25 年度 NPO 法人富士市のごみを考える会 総会次第

日時 平成 25 年 5 月 11 日(土) 9 時 30 分より

会場 フィランセ西館 3 階 第 1 会議室

1. 開会
2. 理事長挨拶
3. 議長選出
4. 書記・議事録署名人選任
5. 議事
 - 1). 第 1 号議案 平成 24 年度事業報告について
 - 2). 第 2 号議案 平成 24 年度決算報告及び監査報告について
 - 3). 第 3 号議案 平成 25 年度役員選任(案)について
 - 4). 第 4 号議案 平成 25 年度事業計画(案)について
 - 5). 第 5 号議案 平成 25 年度活動予算書(案)について
 - 6). 第 6 号議案 定款変更(案)について
6. 議長解任・閉会

第1号議案

特定非営利活動法人 富士市のごみを考える会 平成24年度事業報告書
(平成24年4月1日～平成25年3月31日)

活動総括

平成24年度は小学4年生対象の3Rの勉強に参加し、紙芝居、分別ゲーム、ペットボトル回収、生ごみのEMぼかしによる堆肥化を実践し、これからの富士市の担い手となる子ども達の環境教育に寄与した。
また「ごみSOS講演会 高齢者を取巻くごみ問題」を通して、取り組むべき多くの課題を明らかにした。

事業報告

1. ごみの排出抑制・適正処理に関する先進団体の見学、学習 支出合計:0円

<先進地域への見学・学習会、他団体との交流> 活動実績なし

2. ごみの排出抑制・適正処理に関する普及啓発活動 支出合計:61,355円

<もったいない音楽会>

日時	活動内容	参加者		備考
		会員	全体	
5/13	総会&もったいない音楽会PART9	25名	40名	キーボード:久保田登紀子 クラリネット&キーボード :川島美恵子 アコーディオン:船津好文 歌 :M&4Ds(男声四重唱)

<環境教育、その他の普及啓発活動>

日時	活動内容	参加者		備考
		会員	全体	
6/23	きらり交流会議 ポルタデサンカク事業 ～復興に向けて今私たちに何ができるのか～	10名	40名	パネラー(小野、時田)
6/26	平成24年度「環境家計簿」説明会	3名	10名	「富士市のごみの現状と対策」(時田) 「生ごみ処理法」(田中)
7/4 7/11 8/31	吉原小学校環境教育 (対象4年生)	9名	107名	3R紙芝居「富士山とごみと私」 生ごみ資源化「EMぼかし」の実践 富士市のごみの現状クイズと分別ゲーム ペットボトルの生産、再生の仕組み
7/5 7/13 9/4	青葉台小学校環境教育 (対象4年生)	9名	88名	3R紙芝居「富士山とごみと私」 「だっくす食ん太君」体験説明 生ごみ資源化「EMぼかし」の実践 生ごみを埋めた土地の中の虫の観察 ペットボトルの生産、再生の仕組み
8/24	平成24年度 「紙パッキリサイクルフォーラム」	5名	100名	ふじさんメッセ パネラー(時田)
11/11	青葉台文化祭	3名	多数	環境クイズ、パネル展示、3R寸劇
12/1	第5回富士市環境フェア 3R推進関東大会 in 静岡	14名	多数	牛乳パックによる「ジャンプへび」等の 工作&風呂敷き活用法の紹介 「リサイクル工作手芸品」を展示 ワークショップ「EMぼかしの堆肥化」

<環境教育、その他の普及啓発活動> (続き)

11/24	「ごみSOS講演会」 ～高齢者を取巻くごみ問題～	15名	30名	勝亦 武司さん(NPO 法人ふれあい富士 理事長)の講演並びにパネルディスカッションにより「ごみだし」を含め課題の現状、取組みについて意見交換 3R寸劇
-------	-----------------------------	-----	-----	---

<その他>

日時	活動内容	参加者		備考
		会員	全体	
8/8	イオングループ、24時間テレビ 「愛は地球を救う」募金活動協賛	10名		マックスバリュ・富士八幡店
9/22	第38回生活展(健康まつり) (富士市消費者運動連絡会主催)	5名	664名	「富士市のごみの現状について」の パネル展示及び当会紹介冊子配布
10/18	富士市、市民活動支援補助金 申請ヒヤリング	1名	10名	富士市役所

3. ごみの排出抑制・適正処理に関する実践活動

支出合計:36,650円

<リユース食器活用事業、ごみの分別指導>

日時	活動内容	貸出 食器数	参加者		備考(貸出食器 No)
			会員	全体	
4/1	広見さくら祭り	700	2名		⑤⑥⑦
4/30	田子の浦漁協しらす祭	490	1名		⑮⑳㉑
5/12	ひかりの丘フェスティバル	450	12名	250名	②⑦㉑
5/12	静大・春のフェスティバル	200	1名		⑧⑪
5/20	きらら富士まつり	400	2名		⑬⑮
5/26	でらーと祭り	200	1名		⑦
6/29	ひろみ授産所	14	1名		②
7/5	広見、通学合宿	210	1名		①⑧
8/4	新浜地区夏祭り	200	1名		⑮
8/4	青葉台地区夏祭り	660	10名		③④⑦⑮+食洗機
9/6	鷹岡、通学合宿	250	1名		②⑦⑩⑫㉑+スプーン
10/13	東宮島地区浅間神社祭礼	470	1名		①⑥⑪⑭⑮㉑
10/20	福祉まつり	1,300	23名		⑤⑦⑮+食洗機
10/28	広見地区文化祭	500	1名		⑥⑦
10/14	静岡地区 MPC 浜行き	300	1名		②⑧⑮
11/4	田子浦地区文化祭	600	1名		②⑮
11/10	ひめな祭り	200	1名		⑦
11/11	青葉台地区文化祭	300	6名		①③④+食洗機
12/1	環境フェア	100	3名		③

<リユース食器活用事業、ごみの分別指導> (続き)

1/26	ひろみ授産所	20	1名		②
1/27	神戸寄席	225	1名		①⑭
2/17	天間地区梅まつり	250	1名		⑬
3/30	広見地区さくら祭り	800	2名		⑤⑥⑦
合計		8,839	75名		

<審議会、プロジェクト等への参加>

日時	活動内容	参加者		備考
		会員	全体	
4/16	富士市消費者運動連絡会 総会	4名	35名	
4/18	きらり交流会議 総会	4名	50名	
10/5	きらり交流会議 定例会	2名	25名	
6/21	NPO 協議会 総会	2名	20名	
8/7	NPO 協議会 定例会	2名	20名	
1/27	NPO 協議会 定例会	2名	20名	
3/25	NPO 協議会 定例会	2名	20名	
8/8	第1回 富士市廃棄物減量化等審議会	1名	15名	委員: 縣理事長
3/25	第2回 富士市廃棄物減量化等審議会	1名	15名	委員: 縣理事長
10/29	第1回 事業系ごみの減量と適正排出を考える懇話会	1名	15名	委員: 時田会員
1/15	第2回 事業系ごみの減量と適正排出を考える懇話会	1名	15名	委員: 時田会員
3/1	第3回 事業系ごみの減量と適正排出を考える懇話会	1名	15名	委員: 時田会員

<その他の実践活動>

日時	活動内容	参加者		備考
		会員	全体	
6/30	富士山ごみ減量大作戦	17名	80名	富士山こどもの国周辺道路
11/16	可燃収集ごみの組成調査 富士常葉大学杉山涼子ゼミ主催	12名	32名	環境クリーンセンターにて 廃棄物対策課職員、消費連と共に
12/2	リユース食器大棚卸し	11名		大淵倉庫(1回/年 定例棚卸し) 食器 17種類・15,509ケ

<会として他団体への参加>

環境省、静岡県、富士市、富士市消費者運動連絡会、リユース食器ネットワーク、富士山ネットワーク、浄化槽フォーラム、有機農産物普及・堆肥化促進協会、自然復元協会、富士市 NPO 協議会
静岡県地球温暖化防止推進センター、生ごみコーディネーター連絡会、チームマイナス6%
我が家の環境大臣、きらり交流会議、静岡県バイオマスネットワーク、東海道・吉原塾
富士市地球温暖化防止地域協議会

平成24年度活動計算書

平成24年4月1日から平成25年3月31日

(単位 円)

科 目	予算額	決算額	増減額	備 考
I 収入の部				
1. 会費収入	76,000	71,000	-5,000	@2,000×32+@1,000×7
2. 事業収入	160,000	128,350	-31,650	食器貸出料、環境教育講師料、等
3. 補助金・助成金収入	100,000	100,000	0	富士市
4. 寄付金収入	10,000	14,000	4,000	個人寄付 等
5. 雑収入	0	8,736	8,736	
当年度収入合計(A)	346,000	322,086	-23,914	
前年度繰越収支差額	92,758	92,758	0	
収入合計(B)	438,758	414,844	-23,914	
II 支出の部				
1. 事業費				
① 排出抑制、適正処理に関する 先進団体等見学	50,000	0	-50,000	
② 排出抑制、適正処理に関する 活動普及啓発	105,000	61,355	-43,645	「もったいない音楽会」 「高齢者を取巻くごみ問題」講演会
③ 排出抑制、適正処理に関する 実践活動	60,000	36,650	-23,350	福祉まつり、環境フェア、ひかりの丘 富士山ごみ減量フェア、食器準備等
<事業費合計>	215,000	98,005	-116,995	
2. 管理費				
① 会議費	10,000	10,500	500	総会準備
② 旅費交通費	2,000	0	-2,000	
③ 通信費	8,000	7,840	-160	会報送料 他
④ 器具備品費	10,000	0	-10,000	
⑤ 消耗品費	2,000	0	-2,000	
⑥ 印刷費	10,000	64,778	54,778	フィランセ 印刷代
⑦ 支払手数料	1,000	1,785	785	銀行振り込み手数料
⑧ 交際費	0	0	0	
⑨ 図書費	0	0	0	
⑩ 事務費	5,000	12,006	7,006	文房具、用紙代、封筒代、ハガキ代
⑪ 公租公課	4,000	3,640	-360	ボランティア保険料
⑫ 雑費	10,000	8,900	-1,100	年会費、
⑬ 人件費	0	0	0	管理・事務無償ボランティアのため
<管理費合計>	62,000	109,449	47,449	
3. 予備費	90,000	0	-90,000	
当年度支出合計(C)	367,000	207,454	-159,546	
当年度収支差額(A)-(C)	-21,000	114,632	135,632	
次年度繰越収支差額(B)-(C)	71,758	207,390	135,632	
支出合計	438,758	414,844	-23,914	

特定非営利活動法人 富士市のごみを考える会
平成24年度財産目録

平成25年3月31日現在

科 目	金 額		
I 資産の部			
1 流動資産			
現金 手元有高	0		
普通預金			
静岡銀行広見支店 NO:0400007	206,390		
富士宮信用金庫本店 NO:1140904	1,000		
流動資産合計		207,390	
2 固定資産			
什器備品			
自動食器洗い機 1式	41,433		
固定資産合計		41,433	
資産合計			248,823
II 負債の部			
1 流動負債の部			
流動負債合計		0	0
2 固定負債			
固定負債合計		0	0
負債合計			0
III 正味財産の部			248,823
正味財産			
負債および正味財産合計			248,823

計算書類注記

固定資産品目	購入額	減価償却累計額 (定額法6/6年)	当期末残高
自動食器洗い機	399,945	358,512	41,433

計算式

購入金額 × (100% - 残存価値10%) × 定額償却率 = 減価償却1年分			
399,945	× 0.9	× 0.166	= 59,752

特定非営利活動法人 富士市のごみを考える会
平成24年度貸借対照表

平成25年3月31日現在

科 目	金 額		
I 資産の部			
1 流動資産			
現金 手元有高	0		
普通預金			
静岡銀行広見支店 NO:0400007	206,390		
富士宮信用金庫本店 NO:1140904	1,000		
流動資産合計		207,390	
2 固定資産			
什器備品	41,433		
固定資産合計		41,433	
資産合計			248,823
II 負債の部			
1 流動負債の部			
流動負債合計		0	0
2 固定負債			
固定負債合計		0	0
負債合計			0
III 正味財産の部			
正味財産			248,823
負債および正味財産合計			248,823

平成 24 年度活動決算を報告します。

平成 25 年 4 月 13 日

理事長

縣 昌司



会計

菅井 満江



梅原 万奈



平成 24 年度活動決算の監査にあたり調査の結果
正確かつ適正であることを報告します。

平成 25 年 4 月 13 日

監事

大石 光 啓



廣 田 貢



平成25年度役員（案）

役員任期は、定款16条により、1年とする。

役員報酬は、今年度は全員なしとする。

(あいうえお順 敬称略)

	氏名	住所または居所
理事	縣 昌司	富士市水戸島 343-1 サニーハイツ 302号室
理事	石川 美枝	富士市伝法 2435-2
理事	梅原 万奈	富士市今泉 3865-1
理事	小野 由美子	富士市大淵 27-6
理事	岸本 美和子	富士市今泉 3689-18
理事	熊谷 良子	富士市大淵 99-27
理事	小松 春枝	富士市大淵 356-6
理事	時田 祐佐	富士市中丸 794
監事	大石 光男	富士市本市場 442-9
監事	廣田 貢	富士市大淵 370-51

第4号議案

平成 25 年度事業計画（案）
(平成 25 年 4 月 1 日～平成 26 年 3 月 31 日)

I. 活動方針

1) 環境教育実施施設「リサイクルプラザ」の研究と学習を進める。
2) 「ごみ SOS」の講演会を通して、富士市のごみの現状、分別の大切さ、生ごみ削減の取組みを、市と協力して行っていく。
3) リユース食器活用と通じてごみ削減の普及を進める。
4) 若い担い手を育成するために、環境教育を小学校等に協力し進める。

II. 活動内容

1) ごみの排出抑制・適正処理に関する先進団体の見学、学習	
① 先進地域への見学・学習会、他団体との交流	
▶ リサイクルプラザ先進施設の見学	適時実施
② 環境教育実施施設「リサイクルプラザ」の研究と学習	毎月実施
2) ごみの排出抑制・適正処理に関する普及啓発活動	
① ごみ減量化、リサイクル促進等の講演会開催	年 3 回実施
② 学校環境教育事業、地域環境教育事業への協力	依頼時実施
▶ 「教員免許更新講習」(富士常葉大学) 富士市におけるごみ・環境問題に対しての NPO の活動状況について	
▶ 「ふれあい教養講座」(田子浦まちづくりセンター) もったいない！ 家庭ゴミの再利用を考える	
▶ 「ごみ減量・適正分別講座」(町内会) 市民のごみ減量・適正排出への意識高揚のための説明会支援	
③ ごみの会通信(会報)発行	毎月実施
④ 外部団体主催の事業への参画・協力	依頼時実施
▶ ひかりの丘まつり、消費連生活展、市民福祉まつり 環境フェア等への参加	
3) ごみの排出抑制・適正処理に関する実践活動	
① 各種審議会への参画(スマートプラン 21 推進のための援助、協力)	随時
② リユース食器及び自動食器洗浄機の貸出	適時実施
③ 生ごみ資源化協力	適時実施
<会として他団体への参画>	
① 富士市消費者運動連絡会(理事)	縣 昌司
② 富士市男女共同参画センター利用団体委員会	小野由美子
③ 富士市事業系ごみの減量と適正排出を考える懇話会(委員)	時田祐佐
④ 富士市地球温暖化防止地域協議会	小野由美子
<他団体との協力>	
環境省、静岡県、富士市、富士市消費者運動連絡会、リユース食器ネットワーク、富士山ネットワーク、浄化槽フォーラム、有機農産物普及・堆肥化促進協会、自然復元協会、富士市 NPO 協議会 静岡県地球温暖化防止推進センター、生ごみコーディネーター連絡会、マイナsteam 6% 我が家の環境大臣、きらり交流会議、静岡県バイオマスネットワーク、東海道・吉原塾 富士市地球温暖化防止地域協議会	

第5号議案

平成25年度活動予算書(案)

成25年4月1日から平成26年3月31日

(単位 円)

科 目	前年度予算額	前年度決算額	今年度予算額	備 考
I 収入の部				
1. 会費収入	76,000	71,000	76,000	2,000×36人 1,000×4人
2. 事業収入	160,000	128,350	300,000	環境教育、生ごみ資源化講座、食器貸出料、等
3. 補助金・助成金収入	100,000	100,000	50,000	富士市
4. 寄付金収入	10,000	14,000	10,000	募金、個人寄付 等
5. 雑収入	0	8,736	0	
当年度収入合計(A)	346,000	322,086	436,000	
前年度繰越収支差額	92,758	92,758	207,390	
収入合計(B)	438,758	414,844	643,390	
II 支出の部				
1. 事業費				
① 排出抑制、適正処理に関する先進団体等見学	50,000	0	150,000	交通費
② 排出抑制、適正処理に関する活動普及啓発	105,000	61,355	100,000	講演会、環境フェア
③ 排出抑制、適正処理に関する実践活動	60,000	36,650	60,000	リユース食器
<事業費合計>	215,000	98,005	310,000	
2. 管理費				
① 会議費	10,000	10,500	10,000	総会
② 旅費交通費	2,000	0	2,000	団体見学、NPO報告
③ 通信費	8,000	7,840	8,000	会報送料 他
④ 器具备品費	10,000	0	10,000	収納ケース代
⑤ 消耗品費	2,000	0	2,000	
⑥ 印刷費	10,000	64,778	35,000	フィナンセ 印刷代
⑦ 支払手数料	1,000	1,785	2,000	銀行振り込み手数料、他
⑧ 交際費	0	0	0	
⑨ 図書費	0	0	0	
⑩ 事務費	5,000	12,006	10,000	文房具、用紙代、他
⑪ 公租公課	4,000	3,640	4,000	ボランティア保険料
⑫ 雑費	10,000	8,900	20,000	年会費(消費連、きらり交流) 他
⑬ 人件費	0	0	0	拠点管理、事務等無料のため
<管理費合計>	62,000	109,449	103,000	
3. 予備費	90,000	0	30,000	義援金及び食洗機購入準備金
当年度支出合計(C)	367,000	207,454	443,000	
当年度収支差額(A)-(C)	-21,000	114,632	-7,000	
次年度繰越収支差額(B)-(C)	71,758	207,390	200,390	
支出合計	438,758	414,844	643,390	

第6号議案 定款変更(案)について
NPO 法改正による

1. 定款変更の認証が必要な場合(第7号様式 定款変更認証申請書)

第7号様式(第9条関係)

定款変更認証申請書

年 月 日

(宛先) 富士市長

申請者 主たる事務所の所在地
名 称
代表者氏名 ㊟
電 話 番 号

特定非営利活動促進法第25条第3項の規定により、定款の変更の認証を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

1 変更の内容

変更前	変更後
<p>(特定非営利活動の種類)</p> <p>第4条 この法人は、前条の目的を達するため、特定非営利活動促進法(以下「法」という)第2条別表のうち、次に掲げる活動を行う。</p> <p>(1)環境の保全を図る活動 <u>(別表第5号)</u></p>	<p>(特定非営利活動の種類)</p> <p>第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、特定非営利活動促進法(以下「法」という)第2条別表のうち、次に掲げる活動を行う。</p> <p>(1)環境の保全を図る活動</p>
<p>(役員任期等)</p> <p>第16条 役員任期は、1年とする。ただし、補欠又は増員により選任された役員任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、後任の役員が選任されていない場合に限り、同項の規定により定款で定められている任期の末日後最初の社員総会が終結するまでその任期を伸長することができる。</p>	<p>(役員任期等)</p> <p>第16条 役員任期は、1年とする。ただし、補欠又は増員により選任された役員任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、後任の役員が選任されていない場合に限り、同項の規定により定款で定められている任期の末日後最初の社員総会が終結するまでその任期を伸長することができる。</p>
<p>(総会の権能)</p> <p>第23条 総会は、この法人の運営に関する次の事項を議決する。</p> <p>(1)定款の変更 (2)解散 (3)合併 (4)年度当初の事業計画及び<u>収支</u>予算の決定 (5)事業報告及び<u>収支</u>決算 (6)～(10) 略</p>	<p>(総会の権能)</p> <p>第23条 総会は、この法人の運営に関する次の事項を議決する。</p> <p>(1)定款の変更 (2)解散 (3)合併 (4)年度当初の事業計画及び<u>活動</u>予算の決定 (5)事業報告及び<u>活動</u>決算 (6)～(10) 略</p>

<p>(総会の議決)</p> <p>第 28 条 総会における議決事項は、第 25 条第 3 項の規定によりあらかじめ通知した事項とする。</p> <p>2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。</p>	<p>(総会の議決)</p> <p>第 28 条 総会における議決事項は、第 25 条第 3 項の規定によりあらかじめ通知した事項とする。</p> <p>2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。</p> <p><u>3 理事又は正会員が総会の目的である事項について提案した場合において、正会員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の総会の決議があったものとみなす。</u></p>
<p>(総会の議事録)</p> <p>第 30 条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。</p> <p>(1)日時及び場所</p> <p>(2)正会員総数及び出席者数</p> <p>(3)審議事項</p> <p>(4)議事の経過の概要及び議決の結果</p> <p>(5)議事録署名人の選任に関する事項</p> <p>2 議事録には、議長のほか、会議に出席した正会員のうちから、当該会議において選任された議事録署名人 2 人以上が記名押印しなければならない。</p>	<p>(総会の議事録)</p> <p>第 30 条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。</p> <p>(1)日時及び場所</p> <p>(2)正会員総数及び出席者数</p> <p>(3)審議事項</p> <p>(4)議事の経過の概要及び議決の結果</p> <p>(5)議事録署名人の選任に関する事項</p> <p>2 議事録には、議長のほか、会議に出席した正会員のうちから、当該会議において選任された議事録署名人 2 人以上が記名押印しなければならない。</p> <p><u>3 前 2 項の規定にかかわらず、正会員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたことにより、総会の決議があったとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。</u></p> <p><u>(1)社員総会の決議があったものとみなされた事項の内容</u></p> <p><u>(2)前項の事項の提案をした者の氏名及び名称</u></p> <p><u>(3)社員総会の決議があったものとみなされた日</u></p> <p><u>(4)議事録の作成にかかる職務を行った者の氏名</u></p>
<p>(理事会の権能)</p> <p>第 32 条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。</p> <p>(1)既定予算及び事業計画の追加変更</p> <p>(2)総会に付議すべき事項</p> <p>(3)総会の議決した事項の執行に関する事項</p> <p><u>(4)その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項</u></p>	<p>(理事会の権能)</p> <p>第 32 条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。</p> <p>(1)既定予算及び事業計画の追加変更</p> <p>(2)総会に付議すべき事項</p> <p>(3)総会の議決した事項の執行に関する事項</p> <p><u>(4)暫定予算に関する事項</u></p> <p><u>(5)予備費の設定及び使用</u></p>

	(6)その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項
(定款の変更) 第 50 条 この定款を変更しようとするときは、総会において、出席した正会員の 4 分の 3 以上の多数の議決を経、かつ、 <u>法第 25 条第 3 項に規定する軽微な事項を除いて、静岡県知事の認証を得なければならない。</u>	(定款の変更) 第 50 条 この定款を変更しようとするときは、総会において、出席した正会員の 4 分の 3 以上の多数の議決を経、かつ、 <u>法第 25 条第 3 項に規定する事項を変更する場合、所轄庁の認証を得なければならない。</u>
(合併) 第 53 条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の 4 分の 3 以上の議決を経、かつ、 <u>静岡県知事</u> の認証を得なければならない。	(合併) 第 53 条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の 4 分の 3 以上の議決を経、かつ、 <u>所轄庁</u> の認証を得なければならない。
附 則 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。 2 この法人の設立当初の入会金及び会費は、第 8 条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。 (1)入会金 なし (2)会 費 正 会 員 2,000円 賛助会員 2,000円 応援会員 1,000円 ボランティア会員 なし 3 この法人の設立当初の役員は、第 14 条第 1 項及び第 2 項の規定にかかわらず、別紙役員名簿のとおりとし、その任期は、第 16 条第 1 項の規定にかかわらず、この法人の成立の日から平成 16 年 3 月 31 日までとする。 4 この法人の設立当初の事業計画及び収支予算は、第 44 条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。 5 この法人の設立当初の事業年度は、第 49 条の規定にかかわらず、この法人の成立の日から平成 16 年 3 月 31 日までとする。	附 則 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。 2 この法人の設立当初の入会金及び会費は、第 8 条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。 (1)入会金 なし (2)会 費 正 会 員 2,000円 賛助会員 2,000円 応援会員 1,000円 ボランティア会員 なし 3 この法人の設立当初の役員は、第 14 条第 1 項及び第 2 項の規定にかかわらず、別紙役員名簿のとおりとし、その任期は、第 16 条第 1 項の規定にかかわらず、この法人の成立の日から平成 16 年 3 月 31 日までとする。 4 この法人の設立当初の事業計画及び収支予算は、第 44 条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。 5 この法人の設立当初の事業年度は、第 49 条の規定にかかわらず、この法人の成立の日から平成 16 年 3 月 31 日までとする。 <u>附 則</u> <u>1.この定款は平成 年 月 日から施行する。</u>

2 変更の理由

NPO法改正による。

2. 定款変更の届出で足りる場合(第10号様式 定款変更届出書)
 第10号様式(第11条関係)

定款変更届出書

年 月 日

(宛先) 富士市長

届出者 主たる事務所の所在地
 名 称
 代表者氏名 ⑩
 電 話 番 号

次のとおり定款を変更したので、特定非営利活動促進法第25条第6項の規定により届け出ます。

1 変更の内容

変更前	変更後
(役員の種別及び定数) 第13条 この法人に、次の役員を置く。 (1)理事長 1人 (2)副理事長 1人以上 (3)理事(理事長及び副理事長を含む) <u>5名</u> 以上 (4)監事 1人以上	(役員の種別及び定数) 第13条 この法人に、次の役員を置く。 (1)理事長 1人 (2)副理事長 1人以上 (3)理事(理事長及び副理事長を含む) <u>3人</u> 以上 (4)監事 1人以上
(役員の職務) 第15条 理事長は、この法人を代表し、業務を統括する。 2 副理事長は、理事長を補佐して業務を掌理し、理事長があらかじめ理事会の議決を経て定めた順序により、理事長に事故があるときはその職務を代理し、理事長が欠けたときはその職務を行う。 3 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務の執行を決定する。 4 監事は、次に掲げる職務を行う。 (1)理事の業務執行の状況を監査すること。 (2)この法人の財産の状況を監査すること。 (3)前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は <u>静岡県知事</u> に報告すること。 (4)前号の報告をするために必要がある場合に	(役員の職務) 第15条 理事長は、この法人を代表し、業務を統括する。 2 副理事長は、理事長を補佐して業務を掌理し、理事長があらかじめ理事会の議決を経て定めた順序により、理事長に事故があるときはその職務を代理し、理事長が欠けたときはその職務を行う。 3 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務の執行を決定する。 4 監事は、次に掲げる職務を行う。 (1)理事の業務執行の状況を監査すること。 (2)この法人の財産の状況を監査すること。 (3)前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は <u>所轄庁</u> に報告すること。 (4)前号の報告をするために必要がある場合には、総会を招集すること。

<p>は、総会を招集すること。</p> <p>(5)理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。</p>	<p>(5)理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。</p>
<p>(事業計画及び<u>収支</u>予算)</p> <p>第44条 この法人の年度当初の事業計画及び<u>収支</u>予算は、理事長が作成し、総会において議決を経なければならない。</p>	<p>(事業計画及び<u>活動</u>予算)</p> <p>第44条 この法人の年度当初の事業計画及び<u>活動</u>予算は、理事長が作成し、総会において議決を経なければならない。</p>
<p>(事業報告及び決算)</p> <p>第48条 この法人の事業報告書、<u>収支</u>計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を経て、総会において、議決を経なければならない。</p>	<p>(事業報告及び決算)</p> <p>第48条 この法人の事業報告書、<u>活動</u>計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を経て、総会において、議決を経なければならない。</p>
<p>(解散)</p> <p>第51条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。</p> <p>(1)総会の決議</p> <p>(2)目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能</p> <p>(3)正会員の欠亡</p> <p>(4)合併</p> <p>(5)破産</p> <p>(6)<u>静岡県知事</u>による設立の認証の取消し</p> <p>2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の4分の3以上の承諾を得なければならない。</p> <p>3 第1項第2号の事由により解散するときは、<u>静岡県知事</u>の認定を得なければならない。</p> <p>4 この法人が解散したときは、理事が清算人となる。</p>	<p>(解散)</p> <p>第51条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。</p> <p>(1)総会の決議</p> <p>(2)目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能</p> <p>(3)正会員の欠亡</p> <p>(4)合併</p> <p>(5)<u>破産手続の開始</u></p> <p>(6)<u>所轄庁</u>による設立の認証の取消し</p> <p>2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の4分の3以上の承諾を得なければならない。</p> <p>3 第1項第2号の事由により解散するときは、<u>所轄庁</u>の認定を得なければならない。</p> <p>4 この法人が解散したときは、理事が清算人となる。</p>
<p>(公告の方法)</p> <p>第54条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、<u>東海日日新聞</u>に掲載して行う。</p>	<p>(公告の方法)</p> <p>第54条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、<u>官報</u>に掲載して行う。</p>

2 変更の理由

NPO法改正による。

3 変更の時期

定款変更認証日と同日とする。